

まじろ119

No.15

令和元年11月9日発行

◆編集・発行◆

菊川市消防本部
菊川市東横地385番地



全国統一防火標語

「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」

特集

菊川市を守る消防士たち
救急密着24時

菊川市消防本部災害状況

令和元年(10月1日現在)

平成30年12月31日まで

火災件数	12件	火災件数	24件
救急件数	1,225件	救急件数	1,625件
救助件数	10件	救助件数	17件

菊川市を守る消防^{firefighter's}士たち



救助隊

救助隊は、様々な現場での確な活動が出来るように、常に厳しく実践的な訓練を行っています。



低所救出訓練



交通事故救助訓練



ロープブリッジ救出訓練

確かなものに
市民生活の安全を



消防隊

消防隊による消火活動は、消防士の仕事の中で最も代表的な活動です。

様々な火災に対応するために、基礎訓練や応用訓練を重ね、技術の向上に努めています。



放水銃放水訓練



長距離延長訓練



出動訓練



ホース延長訓練



救急隊

救急隊は、人の命と密接に関わる救急業務を行っています。

救急業務に加えて一人でも多くの命が救えるよう、市民の皆さんに救命講習の普及活動を行っています。



救急講習普及活動



多数傷病者対応訓練



指揮隊

指揮隊による指揮活動は、災害現場がとても混乱するため、部隊を統率します。安全で円滑な活動ができるよう、あらゆる災害を想定し訓練を実施しています。



多数傷病者対応訓練



危険物運搬車火災訓練



予防課

火を消すだけが消防の業務ではありません。予防課では、市内での火災が1件でも減るように、立入検査や火災予防啓発活動を積極的に実施しています。



危険物運搬車立入検査



消防用設備等の指導



立入検査

日々訓練を重ね 災害に備えます



1

本日の勤務開始

勤務交代後は、本日の業務内容および昨日からの申し送り事項などを確認し、一日の予定を立て業務を開始する。



2

本日、1回目の出動

70代男性。めまいおよび嘔吐症状により救急要請。勤務開始直後の出動となる。

菊川市を守る消防士たち 特集! 救急密着24時

業務の高度化と
処置拡大を背景に
出動の合間にも
自己研鑽を欠かさない。

本日、4回目の出動

救急出動時に車両が汚れたので、帰署後に車両を清掃し次の出動に備える。



7



3

救急シミュレーション訓練

救急隊員は、技術向上のため出動の合間に訓練を行う。



8

本日、5回目の出動

救急活動終了後は、次の出動に備え救急資機材を消毒し整理整頓を行う。



4

本日、2回目の出動

シミュレーション訓練中に救急要請。訓練で使用した資機材はそのまま、車両に乗車し出動する。



5

本日、3回目の出動

2回目の出動から帰署直後に救急要請。数秒で現場を確認し、最短経路を判断し現場へ向かう。



6

部隊訓練

救急隊と救助隊の連携強化訓練は、各部隊の活動内容を部隊間で確認し、現場で対応するための技術の向上を図る。

救急受診アプリ「Q助」
「症状の緊急度を素早く判断」
「急な病気やけがをした際に「いつ病院を受診したらいいのかわからないのか」「救急車は呼んでもいいのかわからないのか」と迷った時に、ご自身の判断の一助になることを目的に救急受診アプリが作成されました。

全国版救急受診アプリ





救急車の 適正利用について

「救急車、本当に必要ですか？」

救急車は、事故や病気により生命に関わるおそれのある人を緊急に医療機関へ搬送することを目的に運用しています。

本当に必要な人が利用できるように、救急車の適正な利用についてご協力をお願いします。

計7回の出勤を終えて

24時間の勤務を終えた救急隊長は、「救急要請件数も増加傾向にあり、複雑多様化する現場が多い」と話す。今後とも1人でも多くの命を救うために訓練を重ねることを決意し、本日の救急隊に業務をひきついで。



11

夜間の事務

日中に行った出勤報告と訓練の報告書をまとめて作成する。



10

本日、6回目の出勤

夜間の救急出勤は、視界も悪いため細心の注意を払い事故防止に努める。



9

夕食

この日のメニューは防災フェアで披露した「消防カレー」。空腹を満たし夜間の出勤に備える。



12

本日、7回目の出勤

深夜の救急出勤は、周囲も暗く傷病者の容態変化に最善の注意をはらう。



13

勤務の交代

24時間の勤務が終了し、車庫前で交代が行われ勤務が終了する。

普通救命講習受講者募集

スマートフォン版「消防庁ホームページ」↓「救急お役立ちポータルサイト」↓「全国救急受診アプリ(愛称「Q助」)」からダウンロード可能です。

●Web版「消防庁ホームページ」↓「救急お役立ちポータルサイト」↓「全国救急受診アプリ(愛称「Q助」)」のWeb版で閲覧が可能です。



緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう

できるだけ早めに医療機関を受診しましょう

いますぐ救急車を呼びましょう

大事な人を自分の手で助けるために、心臓突然死は誰にでも起こり得ます。その時に近くに心肺蘇生法を習得している人がいて、AEDがあれば、この人を助ける事ができるかもしれません。

心肺蘇生法やAEDの操作は難しいものではありません。応急手当は勇気を出せば誰でもできます。

消防署では普通救命講習を行っております。心肺蘇生法を学び、いざという時のために備えましょう。

開催日 毎月第3土曜日午前9時～正午
場所 市消防署 2階 救急指導室
受講者 30人以下(1人からでも申込み可能)
申込日 開催日前日まで消防署救急係で受付
その他 受講料は無料。受講者には修了証を発行します。詳細は菊川市ホームページまたはフェイスブックで確認ください。ご不明な点は消防署救急係まで。

連絡先 353283

※受講者6人以上が集まる市内事業所では、随時講習会を開催できますので、消防署へご相談、お問い合わせください。

幼年期から見たり・聞いたり・体験しながら防火・防災を!

消防本部では、幼い子どもたちに見たり・聞いたり・体験したりしながら、楽しく災害や日常の危険に備えた防火・防災活動を学ぶように、さまざまな活動やイベントを開催しています。

【花火教室・防火教室・少年消防クラブ】

毎年、夏休みを前に安全な花火の使い方を知ってもらうため、市内の幼保こども園で花火教室を行っています。

「花火をするときは、大人と一緒に」、「花火は人に向けてない」、「花火が終わったら水バケツへ入れる」など、消防職員や女性消防団員と一緒に楽しく花火をしながら正しい遊び方を学び、「火災予防」の大切さを身に付けています。

また、市内の幼保こども園は、幼年消防クラブを結成し、気軽に消防署へ訪れ、消防車、救急車の見学や放水体験をして、「防火・防災」が身近なものだと感じ学んでいます。



【夏休みわくわく消防体験】

夏休みには消防署の敷地をフル活用した消防体験のイベントを開催しています。

今年度も8月3日に開催し、170人の親子が消防の仕事を感じながら「防火・防災」を学びました。





防火ポスター コンクール開催

毎年恒例の防火ポスターコンクールを開催しました。堀之内小学校、六郷小学校、小笠南小学校の3校から計171点の作品の応募があり、審査の結果、特に優れた作品9点が優秀作品に選ばれました。作品は市内の地区センターなどに掲示され、児童たちの防火意識の育成とともに、防火ポスターを見た人の防火意識にもつながるよう、火災予防の呼び掛けに役立てられます。



銅賞

銅賞
藤澤 武さん
(六郷小)



銀賞

銀賞
松本藍優さん
(小笠南小)



金賞

金賞
戸塚 光さん
(堀之内小)



池谷琉杷さん(堀之内小)
山内美海さん(堀之内小)
平野杏奈さん(六郷小)

牧野咲南さん(六郷小)
内海理稀さん(小笠南小)
矢部結衣菜さん(小笠南小)

付いていますか？点検していますか？

住宅用火災警報器

「住宅用火災警報器」が付いていれば、火災の発生をいち早く知らせてくれます。設置していないご家庭は設置しましょう。設置しているご家庭は、「こまめにお掃除」「機能の点検」を！

維持管理のポイント

- 【お手入れ】 汚れが付着している場合は、乾いた布などでふき取りましょう。
- 【機能点検】 ボタンを押したり、紐を引っばって警報音が鳴るか確認しましょう。



※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の故障や電池切れなどにより、火災を感知なくなることがあります。10年を目安に本体の交換をおすすめします。

令和元年10月1日～

火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が義務化されました。

消防法において、今まで消火器設置義務のなかった飲食店でも消火器の設置が必要となりました。消火器設置後は、6カ月ごとに点検し、1年に1回消防署への報告が必要です。

※調理油過熱防止装置や自動消火装置等がある火気設備は、消火器の設置が免除できます。



1 消火器を設置します
標識も忘れずに！

2 消火器を点検します。どなたでも
点検することができます！

3 消防署へ報告書を
提出します！

点検・報告については、
QRコードを参考に
ご利用ください。

点検報告支援
パンフレット



消火器点検
アプリ



報告書

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/iten/prevention001_05_tenkenhyou.pdf



応急手当協力事業所について

救命率向上を図るためには、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）の迅速かつ適切な応急処置が、極めて重要となります。応急手当に関する正しい知識と技術の習得に対する積極的な取り組みをしている事業所を、毎年「応急手当協力事業所」として認定しています。市消防本部の応急手当協力事業所制度は、平成25年度から運用が開始され、本年度も新たに5事業所を認定。現在市内には41カ所の事業所が応急手当協力事業所となりました。



令和元年度 認定事業所

- ・(株)菊川カントリークラブ
- ・株式会社グリーンループ
- ・障害者支援施設 清松園
- ・社会福祉法人菊川福祉会
- ・幼保連携型認定こども園 ひがしこども園
- ・NOK株式会社東海事業場

応急手当協力事業所と合同訓練を実施しました

本年度、応急手当協力事業所との連携強化を目的に7月17日に川崎工業株式会社と菊川消防救急隊が合同訓練を実施しました。

訓練は、事業所で発生した心肺停止の傷病者に対し、迅速かつ適切な応急手当を行うこと。また、119番に通報し、救急隊へ傷病者を引き継ぐ訓練を実施しました。

今後も救命率向上のため、応急手当協力事業所を増やす取り組みや合同訓練を継続的に実施していきます。



野焼きが原因となる火災が多く発生しています!

市内で発生した火災原因のおよそ3割が野焼きによるものです。草焼きや焚き火を行っている最中にその場を離れたり、強風にあおられて燃え広がってしまい火災になることがあります。原則、野焼きは認められていませんが、一部例外の焼却を行う場合、菊川市火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」を消防署へ提出してください。なお、届出書を提出した場合でも、周辺から苦情が出た場合や気象状況によっては中止していただくことがあります。

※注意 この届出は消防機関が実施状況を把握するための届出であり、受理をもって他の法令に係る廃棄物の焼却行為を許可するものではありません。



注意事項

① 届出書の提出

野焼きを行う場合は、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」を事前に消防署へ提出してください。

② 消火器具の準備

必ず消火器具(水バケツ・水道ホース・動力噴霧機等)を準備してください。

③ 気象状況の確認

風の強い日(強風注意報発令中等)や危険だと感じた場合には、中止してください。

一部例外として認められている焼却

- 国や地方公共団体が施設管理のために行う焼却
例:河川敷の草焼き、道路側の草焼き
- 震災等の災害予防・応急対策または復旧のために行う焼却
例:災害時の応急対策、火災予防訓練
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
例:どんど焼き等の行事における門松やしめ縄などの焼却
- 農業や林業などを営むために行う焼却
例:農業者が行う稲わら、林業者が行う伐採した枝条の焼却
- 日常生活を行う上で行われる軽減な焼却
例:落ち葉焚き、キャンプファイヤー

【火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書】取得方法

市ホームページ(URL:<http://city.kikugawa.shizuoka.jp/shoubouhonbu/noyakityuujikou.html>)からダウンロードすることができます。また、直接消防署へ来署しなくても電話での受付も行っています。ホームページへアクセス:「くらし」→「消防本部」→「予防課」→「野焼き注意事項」

問合せ先:菊川市消防署 代表(Tel.0537-35-0119)、菊川市環境推進課(Tel.0537-35-0916)

消防団員募集

問い合わせ先

菊川市消防本部消防総務課
☎0537-35-3282(直通)

菊川市の安全・安心のため、あなたの力を貸してください。あなたも消防団の一員となり自らの地域は自ら守るために活動しませんか。火災時の消火活動、風水害時の水防活動、大震災など災害時に地域の安全・安心の担い手として消防団への入団を心からお待ちしております。